

自転車は車の仲間です。今後は反則金制度も導入されて、取り締まりも強化されます。自分のため、周りの人のために、今まで以上にルールを守り、安全に努めることが大切です。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点の通行ルール

車道を通行しているとき、信号機がある交差点では車両用信号機に従う

■車両用信号機の基本的な意味

●●●● 青 ●●●● 黄・赤

直進または、左折できます。 停止位置をこえて進行してはいけません。

「自転車横断帯」と「歩行者・自転車専用」の信号機がある場合は…

自歩
転行
車者
専用



車道を通行する自転車も、この信号機に従って自転車横断帯を通行します。

歩道を通行してきた場合は歩行者用信号機に従い、横断歩道に歩行者がいるときは、自転車から降りて押して渡りましょう。横断歩道は歩行者優先です。

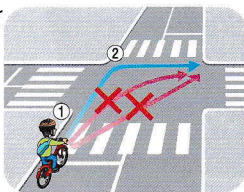
左折するとき、車道を通行してきた場合は車両用の信号機に従い、後方の安全確認を確かめ、できる限り道路の左側端に寄って徐行する

信号機がある交差点を右折するとき、信号に従い、交差点の端に沿って、大回りに徐行する

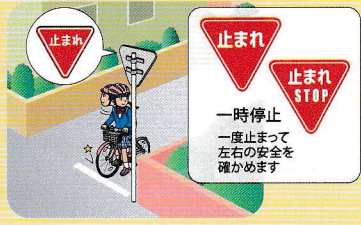
- ①青信号で交差点の向こう側まで進み、
- ②その地点で一度止まって右に向きを変え、対面する前方の信号が青になってから進みます。

信号機がない交差点を右折するとき、交差点の端に沿って、大回りに徐行する

- ①十分速度を落として交差点の向こう側まで進んでから
- ②安全を確かめて曲がります。



「一時停止」の標識がある交差点では、一時停止をする



出会い頭の事故は死亡事故につながりやすいので、安全確認を必ず行いましょう！

3 夜間はライトを点灯

ドライバーや歩行者に自分の存在を知らせるためにも、早め点灯が必要です。

※車輪の側面にリフレクター(反射材)をつけましょう。



4 飲酒運転は禁止

(酒気帯び運転の場合)
罰則) 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

(酒酔い運転の場合)
罰則) 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

(法:第65条第1項違反)



5 ヘルメットを着用

着用はすべての利用者の努力義務！



自転車乗用中の事故で、ヘルメット非着用者は、着用者に比べて、約1.7倍も死亡・重傷の割合が高くなっています。

転倒や万が一の事故に備えてヘルメットを正しくかぶり、頭を守ろう！

自転車に乗る前に

点検
しましょう

- ハンドル、サドルにくらつきがあったり、チェーンにたるみはありませんか？
- タイヤの空気は抜けていませんか？
- 車体がガタガタしたり、へんな音がしませんか？

ブレーキがよくきくか、ライトがつくか、ペダルが曲がっていないか、ベルがよく鳴るかも確認しましょう。

※定期的に、自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けましょう。その際、自転車に貼られる「TSマーク」には保険が付帯されます。

防犯登録をしましょう！ ※登録は義務です。

自転車は駐輪場に置きましょう。※点字ブロックの上や近くに駐車しない。

安全基準に適合した印の「BAAマーク」が貼られた自転車を選びましょう。



※安全基準に適合したのものには、JISマークやSGマークもあります。